

令和3年度答申第81号
令和4年3月31日

諮問番号 令和3年度諮問第90号（令和4年3月17日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項2号に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）がこれを不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の療養

生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げている。

(2) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険規則」という。）32条（令和3年厚生労働省令第58号による改正前のもの）は、労災保険法29条1項2号に掲げる事業として、労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金、長期家族介護者援護金及び労災療養援護金の支給を行うものとする旨規定する。

(3) 労災保険規則33条（令和3年厚生労働省令第58号による改正前のもの）1項柱書は、労災就学援護費は、同項1号から5号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする旨規定し、同項1号は、遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受ける権利を有する者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）1条に規定する学校（幼稚園を除く。）若しくは同法124条に規定する専修学校（一般課程にあつては、都道府県労働局長が当該課程の程度が高等課程と同等以上であると認めるものに限る。）に在学している者又は公共職業能力開発施設において職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）9条に規定する普通課程の普通職業訓練若しくは専門課程若しくは応用課程の高度職業訓練（職業能力開発総合大学校において行われるものを含む。）を受ける者であつて、学資又は職業訓練に要する費用の支給を必要とする状態にあるものと規定する。また、労災保険規則33条3項は、同条1項及び同条2項に定めるもののほか、労災就学援護費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める旨規定する。

(4) 労災保険法16条は、遺族補償給付は、遺族補償年金又は遺族補償一時金とする旨規定する。

労災保険法16条の2第1項本文は、遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする旨規定する。

労災保険法16条の2第1項ただし書は、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者にあつては、労働者の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする旨規定し、同項ただし書1号は、夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚

姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、60歳以上であること、同項ただし書2号は、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること、同項ただし書4号は、同項ただし書1号ないし3号に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態であることと規定する。

労災保険法16条の6第1項柱書は、遺族補償一時金は、同項1号及び2号の場合に支給する旨規定し、同項1号は、労働者の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないときと規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) P（当時48歳。以下「本件労働者」という。）は、Q社に就労し石綿を扱っていた者であるが、令和元年5月6日、悪性胸膜中皮腫により死亡した。

処分庁は、令和元年12月10日付けで、本件労働者の死亡の原因となった傷病は業務に起因するものと認めた。

（死亡診断書、調査結果復命書（令和2年7月20日復命））

- (2) 本件労働者の長女である審査請求人は、令和2年1月24日、処分庁に対し、本件労働者の夫であるR（49歳（以下、年齢の記載については本件労働者の死亡当時のものとする。）。障害なし。）、審査請求人本人（20歳。障害なし。）及び長男であるS（18歳。令和元年3月31日が18歳に達した後の最初の3月31日。障害なし。）に係る遺族補償年金の支給の請求をするとともに、審査請求人本人及び長男に係る労災就学援護費の支給の申請をした。

（遺族補償年金支給請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書（令和2年1月24日受付））

- (3) 審査請求人は、令和2年7月17日、遺族補償年金の支給の請求については「年金の受給者資格者がいないため」として、労災就学援護費の支給の申請については「受給の要件に該当する者がいないため」として、請求等を取り下げた。

（取下げ願い（遺族補償年金に係るもの）、取下げ願い（労災就学援護費に係るもの））

- (4) Rは、令和2年7月17日、処分庁に対し、遺族補償一時金等に係る支

給申請を行い、同月 21 日、処分庁は支給決定をした。

(遺族補償一時金支給請求書兼遺族特別支給金支給申請書、調査結果復命書
(令和 2 年 7 月 20 日復命))

(5) 審査請求人は、令和 2 年 12 月 4 日、処分庁に対し、再度、審査請求人本人及び長男に係る労災就学援護費の支給の申請(本件申請)をした。

(労災就学等援護費支給・変更申請書(令和 2 年 12 月 4 日受付))

(6) 処分庁は、令和 3 年 2 月 8 日付けで、本件申請に対し、「その他援護費不支給「労災就学等援護費支給要綱」3に掲げる支給対象者には該当しないため、不支給と決定しました。」との理由を付して、本件不支給決定をした。

(労災就学等援護費不支給決定通知書)

(7) 審査請求人は、令和 3 年 3 月 24 日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書、補正書)

(8) 審理員は、令和 3 年 12 月 22 日、審査請求人から同年 10 月 15 日付けで提出された口頭意見陳述申立書に基づき、本件審査請求に係る口頭意見陳述を実施した。

(口頭意見陳述申立書、口頭意見陳述記録書)

(9) 審査庁は、令和 4 年 3 月 17 日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件不支給決定は、不当である。労災就学等援護費の支給対象者は、遺族年金受給権者又はその子であることが前提となっているが、遺族年金受給資格者の順位構成が「妻または 60 歳以上か一定障害の夫」とされていることに基づいていることは、社会正義に大きく反している。

(審査請求書、反論書)

第 2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 労災就学援護費の支給対象者の要件については、昭和 45 年 10 月 27 日付け基発第 774 号「労災就学援護費の支給について」(最終改正：令和 2 年 8 月 21 日)の別添「労災就学等援護費支給要綱」(以下「支給要綱」という。)の 3 (1) イにおいて、遺族補償年金を受ける権利を有する者(以下「遺族補

償年金受給権者」という。)のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)1条に定める学校(幼稚園を除く。)若しくは同法124条に定める専修学校(一般課程にあつては、都道府県労働局長が当該課程の程度が高等課程と同等以上であると認めるものに限る。)に在学する者等であつて学資等の支弁が困難であると認められるものとされている。

- 2 審査請求人が労災就学援護費の支給対象者となるためには、遺族補償年金受給権者と認められる必要があるが、審査請求人は、被災労働者の子であるところ、被災労働者の死亡後、遺族補償年金等の請求がなされたが、年金の受給資格者がいないという理由から、取下げ願いが提出され、別途請求の遺族補償一時金等が支給されており、当該処分に対する審査請求もなされていない。
- 3 審査請求人は、令和2年12月4日、処分庁に対し、本件申請をしたが、処分庁は、本件労働者の長女、長男の両名とも遺族補償年金受給権者ではなく、労災就学等援護費支給要綱の3に掲げる支給対象者に該当しないとして、労災就学援護費を支給しない旨の決定を行っている。
- 4 よって、審査請求人は、支給要綱の3に掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないことから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。
- 5 なお、審査請求人代理人は、口頭意見陳述において、遺族年金受給資格者の順位構成が「妻または60歳以上か一定障害の夫」とされていることについて、要旨「憲法上も日本国民を取り巻く実態上も、非常に大きな問題であり、性別による不当な扱いを受けるものは人権侵害でもある。遺族年金及びそれに基づく就学援護費の支給要件の速やかな是正を求める。」旨述べているが、本件不支給決定の妥当性については、現行法令・通達等に基づき判断するものであるから、主張自体失当である。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について
本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。
- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について
労災保険規則33条は、労災就学援護費の支給対象者となるには、遺族補償年金等の受給権者であることが必要である旨定めている。労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項が定める被災労働者及びその遺族の社会復帰促進等事業の1つとして行われるもので、労災保険給付を補完するものであること

から、遺族補償年金等の受給権者であることを労災就学援護費の支給要件としたものと解される。

遺族補償年金等の受給権者であるというためには、遺族補償年金の支給決定を受けていることが必要であると解すべきであるから、遺族補償年金の支給決定を受けていない審査請求人は、労災就学援護費の支給対象者に当たらない。

3 付言

本件不支給決定の通知書には、処分の理由として、「労災就学等援護費支給要綱」3に掲げる支給対象者には該当しないため、としか記載されていない。労災就学援護費の支給要件を定めた労災保険規則、これを受けた支給要綱の定めのうち、どの要件に該当しないのかすらも記載されておらず、処分の理由の記載として不十分である。この点、改善が求められる。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史